

○ CCC認証から除外される品目、および自己宣言方式が選択できる品目がさらに追加されました。

市場監督管理総局(SAMR)と中国国家認証認可監督管理委員会(CNCA)は、2018年12月3日付の2018年第29号聯合公告で、CCC認証範囲から除外される品目と、自己宣言方式が選択できる品目それぞれのさらなる追加を発表しています。

(自己宣言の運用の詳細を説明した「自己宣言実施規則」については、2018年6月11日付 2018年第11号聯合公告を参照することになります。2018年第11号聯合公告は以下のリンク先を参照ください。)

[https://japan.ul.com/wp-content/uploads/sites/27/2018/07/2\\_SAMR-CNCA20180611\\_CCC.pdf](https://japan.ul.com/wp-content/uploads/sites/27/2018/07/2_SAMR-CNCA20180611_CCC.pdf)

なお、今回除外された溶接機関連の4品目は、2018年第11号聯合公告で一度は自己宣言品目に指定されていましたが、半年間でCCC認証対象→CCC自己宣言対象→CCC対象外となった形になります。主な内容は以下の通り。

1. 一部の製品をCCC強制品目から除外する。

- ・電動工具類:4品目、溶接機類:4品目、情報技術機器類:1品目、自動車部品:1品目、盗難防止金庫類:2品目等、計12品目(詳細は付属文書1を参照)
- ・上記製品は2018年12月3日以降、CCC認証を実施しない。
- ・取得済の上記品目のCCC認証は、今後取り消しが行われる。

2. 一部の製品に自己宣言評価方法を追加する

- ・2018年12月3日施行
- ・指定された品目は、従来の認証機関による認証方式と、自己宣言方式のいずれかを選択可能。
- ・自己宣言プロセスA:
  - 型式試験の試験所をメーカーが選択可能。ただし、第三者試験所に対しては認定資格要件がある。
  - AV機器のうち、「各種放送バンドの受信機、ラジオ」の1品目
- ・自己宣言プロセスB:
  - 型式試験の試験所は、CCC指定試験所に限定する。
  - 「自動車間接視野装置」、「自動車運行記録装置」、「車体反射標識」の3品目
- ・型式試験レポート入手後、他の必要資料とあわせて、「適合性情報報告システム」への登録を行う。

※ 下記は、UL Japanの参考和訳です。原文と内容が相違する場合は原文が優先されます。

---

聯合公告 2018年第29号

強制性認証品目リスト及び実施方式の改革と調整の更なる実施に関する  
市場監督管理総局とCNCAの公告

《ビジネス上の問題に焦点を置き、政策の実施を促進するためのビジネス環境のさらなる最適化に関する国务院事務局の通知》(国辦發[2018]104号)の関連要求を徹底的に実施し、「放官服<sup>※</sup>」の改革を深め、ビジネス環境を最適化し、市場の活力を刺激するために、強制性製品認証品目リストおよび実施方式をさらに実施するための改革措置を以下の通り公布する:

本公告の発布日より、12種類の製品に対して(付属文書1参照)強制性製品認証管理を今後実施せず、CNCAは、関連する認証機関及び試験所の関連強制性製品認証の指定業務範囲を取り消す。

指定認証機関は、発行された強制性製品認証証書を取り消すこと;

4種類の製品(付属文書2参照)は自己宣言評価方法に変更する。

関連企業は、既存の方法に従い、指定認証機関で認証を取得する方法を選択でき、また、《強制性製品認証自己宣言実施規則》に基づき、自己宣言方式を採用して、製品が強制性製品認証の要求を満たし、製品の適合性情報の報告を完了できることを証明しても良い。

付属文書:

1. 強制性製品認証管理を今後実施しない製品のリスト
2. 自己宣言方式に変更された製品のリスト

※訳注:「放管服」とは、「簡政放権、加強監管、優化服務」の略。2013年より提唱されている国家政策で、行政の市場干渉や審査業務を減らし市場原理による発展促進を図るもの。

記事原文はこちら(言語:中国語)

CNCAホームページ [http://www.cnca.gov.cn/xxgk/ggxx/2018/201812/t20181205\\_56989.shtml](http://www.cnca.gov.cn/xxgk/ggxx/2018/201812/t20181205_56989.shtml)

※ 下記は、UL Japanの参考和訳です。原文と内容が相違する場合は原文が優先されます。

#### 付属文書 1 強制性製品認証管理を今後実施しない製品のリスト

番号	製品名称	製品分類コード	対応 CCC 認証品目カテゴリ	関係する CCC 認証実施規則
1	往復のこぎり	電動工具	0510	CNCA-C05-01 : 2014 《強制性製品認証実施規則 電動工具》
2	挿入式コンクリートミキサ	電動工具	0511	CNCA-C05-01 : 2014 《強制性製品認証実施規則 電動工具》
3	電動木工機とトリマ	電動工具	0515	CNCA-C05-01 : 2014 《強制性製品認証実施規則 電動工具》
4	電動石材カッタ	電動工具	0516	CNCA-C05-01 : 2014 《強制性製品認証実施規則 電動工具》
5	ワイヤフィーダ	電気溶接機	0612	CNCA-C06-01 : 2014 《強制性製品認証実施規則 電気溶接機》
6	TIG 溶接トーチ	電気溶接機	0613	CNCA-C06-01 : 2014 《強制性製品認証実施規則 電気溶接機》
7	MIG/MAG 溶接ガン	電気溶接機	0614	CNCA-C06-01 : 2014 《強制性製品認証実施規則 電気溶接機》
8	溶接棒ホルダ	電気溶接機	0615	CNCA-C06-01 : 2014 《強制性製品認証実施規則 電気溶接機》
9	コピー機	情報技術機器	0910	CNCA-C09-01 : 2014 《強制性製品認証実施規則 情報技術機器》
10	自動車用レトロリフレクター	自動車及び安全付属部品	1107	CNCA-C11-07 : 2014 《強制性製品認証実施規則自動車外部照明および光信号装置》
11	盗難防止金庫	安全防犯製品	1904	CNCA-C19-02 : 2014 《強制性製品認証実施規則安全防犯実体防護製品》
12	盗難防止小型金庫	安全防犯製品	1904	CNCA-C19-02 : 2014 《強制性製品認証実施規則安全防犯実体防護製品》

記事原文はこちら（言語：中国語）

CNCAホームページ

<http://www.cnca.gov.cn/xxgk/ggxx/2018/201812/W020181205528803430245.docx>

※ 下記は、UL Japanの参考和訳です。原文と内容が相違する場合は原文が優先されます。

付属文書 2

自己宣言方式を適用する強制性製品認証品目リスト

No.	製品名称	製品 カテゴリ	製品 コード	関係する CCC 認証実施 規則	評価方式
1	各種放送バンド の受信機、ラジオ	AV 機器	0804	CNCA-C08-01 : 2014 《強制性製品認証実施規 則 AV 機器》	自己宣言プロ セス A（自己 選択試験所 での型式試験＋ 自己宣言）
2	自動車間接視野 装置	自動車及び 安全付属部 品	1110、 1115	CNCA-C11-08 : 2014 《強制性製品認証実施規 則 自動車間接視野装置》	自己宣言プロ セス B（指定 試験所での型 式試験＋自己 宣言）
3	自動車運行記録 装置	自動車及び 安全付属部 品	1117	CNCA-C11-14 : 2014 《強制性製品認証実施規 則 自動車運行記録装置》	
4	車体反射標識	自動車及び 安全付属部 品	1118	CNCA-C11-13 : 2014 《強制性製品認証実施規 則 車体反射標識》	

記事原文はこちら（言語：中国語）

CNCA ホームページ

<http://www.cnca.gov.cn/xxgk/ggxx/2018/201812/W020181205528803583018.docx>